

事業の流れ

(2026 年度香港越境 EC における食品テストマーケティング支援)

1 テストマーケティング商品の決定（商談の実施）

出品企業は、受託事業者と商談を行い、次の内容について決定します

- 出品条件（出品する商品、商品説明の内容、卸売価格と販売価格、支払方法など）

※ 1 社 2 商品を上限とします。

※ 商品の販売責任は受託事業者にあります。売価や販売方法の最終的な決定は受託事業者にて行います。

※ 販売許可（独占取扱い契約していないか等）や商標に関しての確認は出品企業で十分に行ってください。

※ 販売代金は受託事業者又は受託事業者の協力会社を通じてお支払いいたします。原則として、日本国内の円建て取引となります。

2 指定する倉庫等（日本国内）への商品発送

出品企業は、指定する日本国内倉庫等へ出品商品を発送します。（発送費用は出品企業の負担となります。）

3 日本国内倉庫等から香港への商品輸送

日本国内倉庫等から香港地域への海外輸送にかかる手続きや輸送費用については、受託事業者の負担とします。

また、発送に必要な手続きで追加情報等が必要になった際は、出品企業は速やかに協力することとします。

※ 香港地域で流通している商品を販売する場合には出品企業が受託事業者の指定する倉庫等へ輸送または持参します。

4 販売の実施

(1) EC サイトでの販売

受託事業者が越境 EC サイトに神奈川県企業の食品販売の特設ページを作成し、そのページ内にて販売を行います。出品企業は、商品情報（商品の特徴や原料・製造方法のこだわりなど）を委託事業者に提供します。

(2) 問い合わせの対応

購入者や購入希望者からの基本的な問い合わせ窓口対応は、受託事業者が代行します。ただし、受託事業者で答えられない質問が入った場合には速やかに返信できるよう出品企業が協力することとします。

5 商品購入者（香港人）へのアンケート調査

商品購入者への商品に対する評価等について、アンケート調査を実施します。アンケート項目については、受注者が作成するフォーマットに基づき実施します。

6 販売期間終了後に在庫が生じた場合

商品は原則、受託事業者による買取としますので、期間終了後は受託事業者により適宜販

売を継続します。その際の販売価格等は受託事業者の判断にて決定します。

7 その他

本募集要項に記載のない事項が発生した場合には、出品企業、受託事業者及び発注者が協議して決定することとします。

以 上